

熊本を震源とする地震について（第45報）

1 厚生労働省における対応

- (1) 07/28 16:27 厚生労働省災害情報連絡室設置
- 07/28 18:20 厚生労働省災害対策本部設置（本部長：厚生労働大臣）
- 07/28 21:15 第1回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 07/29 16:10 第2回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 07/30 14:00 厚生労働省現地対策本部設置
- 07/30 15:45 第3回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 07/31 18:30 第4回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 08/01 15:45 第5回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 08/04 17:20 第6回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 08/05 17:30 第7回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 08/07 16:15 第8回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- (2) 熊本県、佐賀県、福岡県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県に対し、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）を活用した迅速な災害対応を依頼（7/28熊本県、佐賀県、福岡県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県）
- (3) 厚生労働省保健医療福祉調整本部支援チーム（チーム長：医務技監）について、情報連携開始。（7/28）
- (4) 熊本県の現地対策本部に対して厚生労働省から職員を12名派遣（8/8）

2 医療関係

- (1) 医療関係情報（8月10日 12時00分時点）
- 7月28日16時28分 熊本 EMIS 災害モードに変更
- 7月28日16時31分 長崎 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時32分 栃木 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時32分 福岡 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時31分 佐賀 EMIS 災害モードに変更
⇒佐賀 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時29分 三重 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時33分 岡山 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時27分 北海道 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時30分 香川 EMIS 警戒モードに変更

7月28日16時34分	福井 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時35分	群馬 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時33分	京都 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時35分	岐阜 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時34分	大分 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時35分	山口 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時36分	東京 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時33分	宮城 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時36分	鹿児島 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時36分	奈良 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時35分	静岡 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時37分	埼玉 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時37分	山梨 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時38分	大阪 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時33分	宮崎 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時39分	広島 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時27分	神奈川 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時30分	秋田 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時41分	徳島 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時27分	青森 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時40分	愛媛 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時40分	岩手 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時42分	茨城 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時41分	和歌山 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時42分	福島 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時44分	滋賀 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時27分	千葉 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時45分	石川 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時46分	新潟 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時27分	島根 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時31分	愛知 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時52分	富山 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時55分	沖縄 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時27分	鳥取 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時55分	長野 EMIS 警戒モードに変更
7月28日16時58分	山形 EMIS 警戒モードに変更
7月28日17時03分	兵庫 EMIS 警戒モードに変更
7月28日17時03分	高知 EMIS 警戒モードに変更

(2) 医療施設の被害状況（8月10日12時00分時点）

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳									
			浸水		停電		断水		医療ガス		その他	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
熊本県(合計)	92	33	0	0	22	0	88	28	13	0	8	7
宇土市（うとし）	6	1	0	0	3	0	6	1	2	0	0	0
宇城市（うきし）	14	9	0	0	6	0	13	7	2	0	3	3
美里町（みさとまち）	2	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0
菊池市（きくちし）	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
合志市（こうしし）	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
菊陽町（きくようまち）	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
八代市（やつしろし）	26	19	0	0	7	0	26	17	7	0	4	3
氷川町（ひかわちょう）	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
水俣市（みなまたし）	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
芦北町（あしきたまち）	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
人吉市（ひとよしし）	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
あさぎり町（あさぎりちょう）	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
上天草市（かみあまくさし）	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0
熊本市（くまもとし）	15	0	0	0	2	0	14	0	0	0	0	0
御船町（みふねまち）	3	1	0	0	1	0	3	1	1	0	0	0
嘉島町（かしままち）	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0

益城町（ましきまち）	3	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0
甲佐町（こうさまち）	2	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0
山都町（やまとちょう）	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0

(3) D M A T の活動状況（8月9日16時00分時点）

熊本県内においてD M A T 70隊、コーディネーションチーム84隊が活動中
（本部活動84隊、現場活動70隊）

全国のD M A T が自動待機

島根県：D M A T 調整本部設置（7/28）

兵庫県：D M A T 調整本部設置（7/28）

長崎県：D M A T 調整本部設置（7/28）

熊本県：D M A T 調整本部設置（7/28）

佐賀県：D M A T 調整本部設置（7/28）

京都府：D M A T 調整本部設置（7/28）

鹿児島県：D M A T 調整本部設置（7/28）

宮崎県：D M A T 調整本部設置（7/28）

香川県：D M A T 調整本部設置（7/28）

群馬県：D M A T 調整本部設置（7/28）

福岡県：D M A T 調整本部設置（7/28）

沖縄県：D M A T 調整本部設置（7/28）

大阪府：D M A T 調整本部設置（7/29）

和歌山県：D M A T 調整本部設置（7/29）

鳥取県：D M A T 調整本部設置（7/29）

岡山県：D M A T 調整本部設置（7/29）

愛媛県：D M A T 調整本部設置（7/29）

広島県：D M A T 調整本部設置（7/29）

山口県：D M A T 調整本部設置（7/29）

徳島県：D M A T 調整本部設置（7/29）

大分県：D M A T 調整本部設置（7/29）

滋賀県：D M A T 調整本部設置（7/30）

茨城県：D M A T 調整本部設置（7/31）

神奈川県：D M A T 調整本部設置（7/31）

三重県：D M A T 調整本部設置（7/31）

奈良県：D M A T 調整本部設置（7/31）

愛知県：D M A T 調整本部設置（7/31）

静岡県：D M A T 調整本部設置（7/31）

長野県：D M A T 調整本部設置（7/31）

福井県：DMA T調整本部設置（7/31）

千葉県：DMA T調整本部設置（8/2）

栃木県：DMA T調整本部設置（8/4）

京都府：DMA T調整本部設置（8/6）

熊本県は、

- ・ 7/28に九州各県

- ・ 7/29九州・中国・四国各県

- ・ 7/31に中国・四国・近畿各県

- ・ 8/3に近畿各県と中部のうち富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県

- ・ 8/7に福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県

に対してDMA Tの派遣を要請。

(4) DPATの活動状況（8月10日 12時00分時点）

熊本県内において日本DPAT16隊が活動中

（本部活動3隊、現地活動13隊（移動中含む））

全国のDPATに待機要請

宮崎県：DPAT調整本部立ち上げ（7/28）

熊本県：DPAT調整本部立ち上げ（7/28）

長崎県：DPAT調整本部立ち上げ（7/28）

鹿児島県：DPAT調整本部立ち上げ（7/28）

東京都：DPAT調整本部立ち上げ（7/28）

佐賀県：DPAT調整本部立ち上げ（7/28）

福岡県：DPAT調整本部立ち上げ（7/28）

青森県：DPAT調整本部立ち上げ（7/29）

群馬県：DPAT調整本部立ち上げ（7/29）

島根県：DPAT調整本部立ち上げ（7/29）

愛媛県：DPAT調整本部立ち上げ（7/29）

北海道：DPAT調整本部立ち上げ（7/29）

栃木県：DPAT調整本部立ち上げ（7/29）

神奈川県：DPAT調整本部立ち上げ（7/29）

三重県：DPAT調整本部立ち上げ（7/29）

兵庫県：DPAT調整本部立ち上げ（7/29）

岡山県：DPAT調整本部立ち上げ（7/29）

大分県：DPAT調整本部立ち上げ（7/29）

沖縄県：DPAT調整本部立ち上げ（7/29）

石川県：DPAT調整本部立ち上げ（7/29）

静岡県：DPAT調整本部立ち上げ（7/29）

愛知県：DPAT調整本部立ち上げ（7/29）

京都府：DPAT調整本部立ち上げ（7/29）

鳥取県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/29）
山口県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/29）
香川県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/29）
山梨県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/30）
滋賀県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/30）
茨城県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/31）
新潟県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/31）
長野県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/31）
愛知県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/31）
和歌山県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/31）
徳島県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/31）
高知県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/31）
大阪府：D P A T 調整本部立ち上げ（7/31）
広島県：D P A T 調整本部立ち上げ（7/31）
岐阜県：D P A T 調整本部立ち上げ（8/3）
千葉県：D P A T 調整本部立ち上げ（8/3）
埼玉県：D P A T 調整本部立ち上げ（8/4）
奈良県：D P A T 調整本部立ち上げ（8/7）
熊本県は、全国のD P A T に対して派遣要請。

（5）災害支援ナースの活動状況（8月10日 12時00分時点）

7/30から、熊本県内の医療機関に対し災害支援ナースの派遣を実施。（県内外（熊本県、兵庫県、**広島県**）の災害支援ナース**11**名が、5医療機関（宇城市、**八代市**、熊本市、甲佐町）で活動中）

8/3から、熊本県内の避難所に対し災害支援ナースの派遣を実施。（県内外（福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、大阪府、兵庫県、**広島県**、山口県）の災害支援ナース**42**名が、**18**避難所（宇城市、**熊本市**、氷川町、八代市）で活動中）

8/6から、熊本県内の介護施設に対し災害支援ナースの派遣を実施。（県外（京都府）の災害支援ナース4名が、2施設（氷川町）で活動中）

（6）医薬品・医療機器製造販売業、卸売製造販売業関係

各都道府県、関係団体に対し、注意喚起を行うとともに、被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（7/28）。

各関係団体に対し、医薬品・医療機器等の供給に支障が生ずることのないよう、また、適正な流通を阻害することがないよう依頼（7/28）。

医薬品の製造販売業者等からは、設備破損等の報告あり。引き続き被災状況や製品の供給への影響等を調査中（8/7）。

医薬品卸売販売業者の物流センター（熊本県八代市）において、商品が棚から落下し、出荷が滞っていたが、30日（木）より順次復旧しており、医薬

品の供給に支障は生じていない。(8/6)。

医療機器の製造販売業者の被害報告はない(7/29)。

(7) 衛生用品等の支援状況

内閣府防災担当の支援物資チームを通じたプッシュ型支援の枠組みにより、関係団体・企業の協力のもと、以下のとおり物資支援を実施している。

到着日	配送先	対象品目	依頼先
7月31日	八代市総合体育館	乳幼児用紙おむつ1,048枚、大人用紙おむつ600枚	日本衛生材料工業連合会
7月31日	グランメッセ熊本	大人用紙おむつ12,048枚、乳幼児用紙おむつ9,272枚	日本衛生材料工業連合会
8月1日	グランメッセ熊本	生理用品10,764枚	日本衛生材料工業連合会
8月3日	グランメッセ熊本	乳幼児用紙おむつ6,348枚、大人用紙おむつ870枚、ガーゼ1,072枚	日本衛生材料工業連合会
8月4日	株式会社亀万運送 八代港湾支店	乳幼児用紙おむつ6,528枚、生理用品4,212枚、ガーゼ56枚、大人用紙おむつ2,772枚、尿取りパッド3,456枚	日本衛生材料工業連合会
8月4日	グランメッセ熊本	乳幼児用紙おむつ1,320枚、生理用品1,152枚、おりものシート1,728枚	日本衛生材料工業連合会
8月5日	株式会社亀万運送 八代港湾支店	マスク100,000枚	国備蓄品を日通(株)にて配送
8月6日	株式会社亀万運送 八代港湾支店	絆創膏20,800枚	日本衛生材料工業連合会
8月6日	グランメッセ熊本	救急セット30セット、ディスポ綿球400球、ガーゼ5,000枚、絆創膏1,340枚 乳幼児用紙おむつ12,336枚、大人用紙おむつ24,096枚	日本衛生材料工業連合会
8月6日	熊本県八代保健所	伸縮杖20本	日本福祉用具・生活支援用具協会
8月6日	熊本県宇城保健所	伸縮杖20本	日本福祉用具・生活支援用具協会

8月7日	グランメッセ熊本	大人用紙おむつ14,340枚	日本衛生材料工業 連合会
8月7日	株式会社亀万運送 八代港湾支店	救急セット50セット、マス ク35,000枚	日本衛生材料工業 連合会
8月8日	アクアドームくま もと	マスク1,600枚	国備蓄品を日通 (株)にて配送
8月8日	アクアドームくま もと	大人用紙おむつ 13,180 枚、尿取りパッド3,060枚	日本衛生材料工業 連合会
8月8日	グランメッセ熊本	救急セット15セット	(株)マツキヨコ コカラ&カンパニ ー
8月8日	株式会社亀万運送 八代港湾支店	救急セット15セット	(株)マツキヨコ コカラ&カンパニ ー
8月10日	グランメッセ熊本	マスク2,000枚	国備蓄品を日通 (株)にて配送

(8) その他の医療班の活動状況

- ・独立行政法人国立病院機構の活動状況（8月9日17時00分時点）

7月30日から8月2日まで熊本県内の医療機関において初動医療班2チームが活動。8月1日より医療班2チームを追加派遣し、8月3日から更に医療班2チームを追加派遣し、現在4チームが活動中。8月7日より熊本県内の避難所等へ看護師派遣を開始。

- ・JDA T（日本災害歯科支援チーム）の活動状況（8月7日16時00分時点）

熊本県より、JDA Tの歯科医療従事者の派遣要請あり。(7/31)

日本歯科医師会に対し、派遣依頼の事務連絡を発出。(7/31)

熊本県より、県庁の歯科専門職とJDA Tの調整支援のため、厚生労働省職員の派遣要請あり。(8/1)

熊本県に対して厚生労働省から、8月2日より職員（歯科技官1名）を派遣。

熊本県において8月3日からJDA Tの派遣がはじまり、現在2チームが活動中（避難所等で歯科保健医療ニーズの情報収集や口腔衛生用品の配布を含む歯科保健活動等）。(8/7)

- ・日赤救護班の活動状況（8月6日18時00分時点）

医療救護班23班、日赤災害医療コーディネートチーム9チームが活動中
8月6日に船舶活用医療の実施に伴い、内閣府との協定に基づいて、八代港に接岸した船舶に医療救護班1班を派遣（医療提供を実施）

- ・JMA T（日本医師会災害医療チーム）の活動状況（8月8日18時00分時点）

熊本県において31チーム139人が活動中（引き継ぎによる入れ替え、本部支援を含む）

- ・ J R A T（日本災害リハビリテーション支援協会）の活動状況（8月9日18時00分時点）

熊本県において11チーム50人が活動中（本部支援を含む）

(9) 在宅人工呼吸器及び在宅酸素使用患者の安否確認

（8月6日 7時00分時点）

在宅人工呼吸器使用患者の安否確認について、日本医療機器工業会を通じて製造販売メーカー8社に対して情報提供するよう依頼（7/30）

在宅酸素使用患者の安否確認について、日本産業・医療ガス協会及び在宅酸素供給装置保守点検事業者8社に対して情報提供するよう依頼（7/28）

すべての業者より安否確認できた旨の連絡あり。特筆すべき被害報告はなし。

3 社会福祉施設等関係

九州地方各県に対し、被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（7/28）

(1) 高齢者関係施設の被害状況

熊本県976施設、福岡県3施設、長崎県2施設において以下のとおり被害の報告あり。（8/9）

	被災施設数		被災状況別内訳							
			建物被害		停電		断水		ガス停止	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
熊本県(合計)	976	954	824	821	66	1	379	317	165	116
熊本市 (くまもとし)	294	294	284	284	4	0	27	6	28	2
八代市 (やつしろし)	222	222	167	167	29	0	147	147	72	71
宇城市 (うきし)	88	88	65	65	13	0	67	67	20	20
宇土市 (うとし)	55	55	47	47	1	0	34	31	7	5
上天草市 (かみあまくさし)	32	32	20	20	0	0	26	26	1	0
甲佐町 (こうさまち)	30	29	30	29	0	0	0	0	0	0
益城町 (まきしまち)	28	28	25	25	5	0	6	1	5	1

氷川町 (ひかわちょう)	26	26	19	19	3	0	21	21	9	9
美里町 (みさとまち)	21	21	18	18	5	0	4	4	5	4
御船町 (みふねまち)	19	16	15	15	5	0	9	2	3	0
菊陽町 (きくようまち)	15	15	12	12	0	0	3	3	0	0
合志市 (こうしし)	14	14	13	13	0	0	0	0	0	0
天草市 (あまくさし)	14	14	14	14	0	0	2	0	0	0
玉名市 (たまなし)	13	13	13	13	0	0	0	0	1	0
大津町 (おおづまち)	11	11	11	11	0	0	1	0	1	0
西原村 (にしはらむら)	9	9	8	8	0	0	5	1	0	0
山都町 (やまとちょう)	11	8	7	7	0	0	4	1	1	0
水俣市 (みなまたし)	8	8	7	7	0	0	6	0	2	1
嘉島町 (かしままち)	7	7	7	7	1	1	1	1	1	1
芦北町 (あしきたまち)	7	6	4	3	0	0	7	6	2	2
阿蘇市 (あそし)	5	5	4	4	0	0	0	0	0	0
産山村 (うぶやまむら)	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0
和水町 (なごみまち)	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0
あさぎり町 (あさぎりちょう)	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0
菊池市 (きくちし)	10	3	3	3	0	0	2	0	6	0
人吉市 (ひとよしし)	8	3	3	3	0	0	5	0	0	0
苓北町 (れいほくまち)	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0
球磨村 (くまむら)	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
玉東町 (ぎょくとうまち)	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0

高森町 (たかもりまち)	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
山鹿市 (やまがし)	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
津奈木町 (つなぎまち)	3	2	3	2	0	0	2	0	0	0
荒尾市 (あらおし)	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
水上村 (みずかみむら)	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
南阿蘇村 (みなみあそむら)	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
相良村 (さがらむら)	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
福岡県(合計)	3	3	3	3	0	0	0	0	1	1
朝倉市 (あさくらし)	3	3	3	3	0	0	0	0	1	1
長崎県(合計)	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
南島原市 (みなみしまばらし)	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
鹿児島県(合計)	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
いちき串木野市 (いちきくしきのし)	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0

(2) 障害児者関係施設の被害状況

熊本県内の413施設から以下のとおり被害の報告あり。(8/9)

	被災施設 数		被災状況別内訳							
			建物被害		停電		断水		ガス停止	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
熊本県(合計)	448	413	285	257	90	0	201	171	60	53
熊本市 (くまもとし)	119	109	83	76	11	0	20	13	8	8
八代市 (やつしろし)	96	86	49	39	11	0	53	48	19	14
宇城市 (うきし)	91	88	72	68	28	0	53	49	19	19
宇土市 (うとし)	45	43	33	32	18	0	34	34	12	11
甲佐町 (こうさまち)	11	11	3	3	2	0	5	3	0	0

菊陽町 (きくようまち)	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
御船町 (みふねまち)	10	10	4	4	0	0	5	5	0	0
美里町 (みさとまち)	12	11	6	6	1	0	2	0	0	0
合志市 (こうしし)	7	7	5	5	0	0	0	0	1	0
天草市 (あまくさし)	5	5	4	4	0	0	2	2	0	0
益城町 (ましきまち)	21	18	11	8	12	0	4	4	0	0
水俣市 (みなまたし)	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0
人吉市 (ひとよしし)	8	2	0	0	0	0	8	1	0	0
大津町 (おおづまち)	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
上天草市 (かみあまくさし)	3	3	2	2	0	0	2	2	0	0
氷川町 (ひかわちょう)	11	11	6	3	7	0	11	8	0	0
和水町 (なごみまち)	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1
阿蘇市 (あそし)	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0
嘉島町 (かしままち)	2	2	2	2	0	0	1	1	0	0

(3) その他施設の被害状況

熊本県内の救護施設から以下のとおり報告あり。(8/3)

	被災施設数		被災状況内訳							
			建物被害		停電		断水		ガス停止	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
熊本県 (合計)	4	3	2	2	0	0	2	1	1	0
熊本市 (くまもとし)	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
八代市 (やつしろし)	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0
芦北町 (あしきたまち)	1	1	1	1	0	0	1	0	0	0

西原村 (にしはらむら)	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
-----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(4) DWAT の活動状況

- ・ 熊本県内において DWAT13チームが活動中（8/8）
- ・ 各都道府県に対して、管内の DWAT チーム員との連絡体制の確保等を依頼済み（7/30）。
- ・ 各都道府県に対し、熊本県への DWAT 派遣についての協力を依頼（7/31）。

(5) 被災者の生活保護の取扱いについて

被災地の自治体で生活された方が他の自治体に避難した後、生活困窮に至る事案が想定されることなどを踏まえ、保護の実施責任などの留意点について自治体に周知済み（7/29）。

一時的に保護費の支給が困難な状況にある場合の「緊急小口資金」活用について自治体に周知済み（8/7）。

(6) その他

・ 各都道府県・指定都市・中核市等に対し、児童福祉施設や保護施設等において、定員を超過して要援護者を受け入れて差し支えないこと、その場合においても所定の措置費を支弁することができること、被災し、費用負担が困難であると認められる場合に減免できること等を周知（7/30）。

・ 各都道府県・指定都市・中核市に対し、社会福祉施設等において、高齢者、障害者、子ども等の要配慮者の緊急的な受入、避難者への対応を依頼。また、法人間、関係団体との連携による応援職員の確保を依頼するとともに、関係団体に対しても協力を要請（7/31）。

・ 各都道府県・指定都市・中核市に対し、令和8年熊本地震における福祉避難所に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用（人件費、旅費及び宿泊費）及び社会福祉施設等への派遣に係る費用（旅費及び宿泊費）について、災害救助費から支弁される旨を周知（7/31）。

・ 各都道府県に対し、被災地の社会福祉施設等への介護職員等の派遣に係る協力を依頼（8/5）。

・ 各都道府県・指定都市・中核市に対し、「令和八年熊本地震による災害」が激甚災害に指定されたことを受け、建物被害があった施設の復旧費を支援する「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の申請期限について、被災後30日から60日に延長し、受け付ける旨を周知（8/7）。

4 保健・衛生関係

(1) 人工透析患者の安否

各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。

また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した（7/28）。

熊本県内にある94カ所の透析施設のうち、日本透析医会の運営している災害時情報ネットワークを通じて、最大13カ所の透析施設より透析実施困難との報告を確認している（7/29）。

直近で、給水支援、ライフラインの復旧等により11カ所が透析実施可能。2カ所は断水、機材の損傷等により引き続き透析実施困難だが、2カ所全てにおいて他医療機関での透析実施を手配済みとの報告を確認している（8/6）。

熊本県及び透析医会を通じて、透析患者の医療機関調整の状況や透析施設の復旧状況をフォローアップ中。

(2) 人工呼吸器在宅療養難病患者の安否

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（7/28）。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼（7/28）。

現時点で被害報告無し。

(3) DHEAT の活動状況

・ D H E A T : 9 チーム（6 チーム活動中、3 チーム 8 月 16 日以降順次活動開始）

派遣先	派遣元	派遣期間
熊本県庁	鹿児島県	8/2～8/18
	宮崎県	8/5～8/14
八代保健所	福岡県	7/31～8/31
	大分県	8/4～8/31
宇城保健所	福岡市	7/31～8/31
	佐賀県	8/4～8/16
	広島県チーム 1	8/16～8/21
	広島市	8/21～8/26
	広島県チーム 2	8/26～8/31

(4) 保健師等チームの活動状況

熊本県内において保健師等チーム35チームが活動中

派遣先	派遣元自治体	活動開始日
熊本市	宮崎市 北九州市、福岡市 岡山市、広島市	7月31日から 8月1日から 8月4日から
八代保健所管内	愛媛県 京都府、大阪府 滋賀県、奈良県、神奈川県 山口県、鹿児島市 岩手県、大阪市 山梨県 栃木県	8月2日から 8月4日から 8月5日から 8月7日から 8月9日から 8月10日から
八代市	大分県、宮崎県	7月31日から
氷川町	佐賀県	8月1日から
宇城保健所管内	和歌山県 石川県、岐阜県、徳島県 静岡県 長野県、三重県	8月3日から 8月4日から 8月5日から 8月10日から
宇城市	福岡県 沖縄県 福島県、兵庫県、神戸市 香川県	7月31日から 8月4日から 8月5日から 8月6日から
宇土市	鹿児島県	7月31日から
美里町	長崎県	7月31日から

・派遣までの経緯については以下のとおり。

7/29熊本県において保健師等チームの派遣要請あり。九州地域各県に対し、7/31以降、7チームを熊本県内4市2町へ派遣予定（7/29）。

※「【事務連絡】令和8年熊本地震に係る保健師等チームの応援派遣可否について（照会）」（令和8年7月29日付け厚生労働省健康・生活衛生局健康課事務連絡）

※「（事務連絡）令和8年熊本地震に係る保健師等チームの応援派遣調整結果について」（令和8年7月29日付け厚生労働省健康・生活衛生局健康課事務連絡）

熊本県より保健師等チームの追加の派遣要請あり。追加派遣依頼の事務連絡を発出し、15チームを随時追加派遣。

※「（事務連絡）令和8年熊本地震に係る保健師等チームの追加応援派遣調整結果について」（令和8年7月30日、31日付け厚生労働省健康・生活衛生局健康課事務連絡）

8/3熊本県より保健師等チーム9チーム追加の派遣要請あり。追加派遣依頼の事務連絡を発出し、9チームを随時追加派遣。

※「【事務連絡】令和8年熊本地震に係る保健師等チームの追加応援派遣可否について（照会）」（令和8年8月3日付け厚生労働省健康・生活衛生局健康課事務連絡）

8/7熊本県より保健師等チーム4チーム追加の派遣要請あり。追加派遣

依頼の事務連絡を発出し、4チームを随時追加派遣。

※「【事務連絡】令和8年熊本地震に係る保健師等チームの追加応援派遣可否について（照会）」（令和8年8月7日付け厚生労働省健康・生活衛生局健康課事務連絡）

(5) 被災者の健康管理

- ・各都道府県等に対し、地震の影響による保健所等の被害情報の収集や保健所等に被害があった場合に厚生労働省へ連絡することを要請。また、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するための資料をまとめた事務連絡を送付し、避難所生活を送る被災者の健康管理を行うにあたり、熱中症やエコノミークラス症候群等に対し十分な対策を行うよう依頼（7/28）。

- ・各都道府県・保健所設置市・特別区に、避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援に関する対応を依頼。（7/29）

※「令和8年熊本地震による災害に係る避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援について」（令和8年7月29日付け健康・生活衛生局健康課事務連絡）

- ・日本栄養士会に対し、避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援と、その一環として、要配慮者への食品等の提供に係る体制整備（特殊栄養食品ステーションの設置）について依頼。（7/29）

※「令和8年熊本地震による災害に係る避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援について（協力依頼）」（令和8年7月29日付け健康・生活衛生局健康課事務連絡）

- ・日本栄養士会が、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）2チームを八代地区・宇城地区に派遣。熊本県栄養士会及び熊本県総合保健センターに特殊栄養食品ステーションを設置（7/30）。

- ・熊本県内において、JDA-DAT 4チームが活動中（8/10）。

(6) 感染症対策

- ・避難所における咳エチケットや手指衛生、換気の徹底といった感染予防対策を含め、災害に係る感染症予防対策について事務連絡とリーフレットを発出するとともに、国立感染症研究所の専門家を派遣可能であることを周知。（7/28）

※「【事務連絡】令和8年熊本地震に係る感染症対策等について」（令和8年7月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）

- ・被災者の申出により、他自治体が被災者に対して定期接種を実施して差し支えないこと、当該定期接種の実施に当たっては健康状態をよく把握すること及び法令に定める接種時期を超えた場合も被災者に対する定期接種を実施できることを周知。（8/7）

※「【事務連絡】令和8年熊本地震に伴う予防接種の取扱いについて」（令和8年8月7日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）

(7) DICT・FETPの活動状況

熊本県内においてDICT3隊が活動中（本部活動1隊、現場活動2隊）
熊本県内においてFETP2名が活動中（本部活動2名）

・災害時感染制御チーム（DICT）の活動状況（8月9日20時00分時点）

熊本県よりDICTの派遣要請あり（7/31 20時）。先遣隊は8月4日に現地到着。5日に本隊が到着し、八代市保健所管内、宇城市保健所管内を中心に重点支援避難所を同定し避難所の巡回・アセスメント等を実施。コロナ発生時の対応フローを作成し現地状況に合わせて修正した。巡回した避難所において、感染症対策に関する助言を行い、実情に合わせて必要な感染対策が取られていること確認。

・実地疫学専門家（FETP）の活動状況（8月9日20時00分時点）

熊本県よりFETPの派遣要請あり（8月2日14時）。

8月4日より現地にて活動開始。感染症疫学情報の分析等を実施。避難所において複数の症例が確認された新型コロナウイルス感染症について明らかな増加傾向はみられないが、引き続き感染拡大に注意が必要であると評価。

（参考）8月4日以降、八代市及び宇城市内の複数の避難所で発熱や呼吸器症状を呈する方を認め、一部の避難所では新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者も確認された。避難所において発症したCOVID-19患者は、八代市で計5名、宇城市で計9名がDICT・FETPから報告されている。

(8) 公費負担医療

公費負担医療（原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等）について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨の事務連絡を都道府県及び関係団体宛に発出（7/28）。

※「【事務連絡】令和8年熊本地震に係る公費負担医療の取扱いについて」（令和8年7月28日付け関係課連名事務連絡）

(9) 食中毒対策

避難所における食中毒の発生防止及び発生時の情報共有について事務連絡をリーフレットとともに発出。(7/29)

※「【事務連絡】令和8年熊本地震に伴い設置された避難所での食中毒対策について」(令和8年7月29日付け健康・生活衛生局食品監視安全課事務連絡)

(10) アレルギー対策

都道府県、保健所設置市、特別区の食品表示主管部(局)長に対し、食品表示に関し、以下の点について対応いただくように要請(7/29)。

・災害救助法の適用を受けた被災地において、食品表示基準を弾力的に運用

・アレルギー表示や消費期限については、被災者の食事による健康被害を防止することが何より重要なため、これまでどおり、取締りの対象

※「令和8年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」(令和8年7月29日付け3省庁連名課長通知)

また、各都道府県に対し、避難所等におけるアレルギー疾患を有する被災者への対応として、避難所でのアレルギー疾患に対する特段の配慮について事務連絡を発出(7/29)。

※「避難所等におけるアレルギー疾患を有する方への対応について」(令和8年7月29日付け健康・生活衛生局がん・疾病対策課事務連絡)

(11) 生活衛生関係団体への協力要請

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び全国浴場業生活衛生同業組合連合会に対して、令和8年7月29日付けで、被災者等の宿泊支援等に関し、被災自治体から依頼があった場合には積極的に協力を行うことを文書で要請するとともに、関係自治体に対して上記の内容を情報提供し、必要に応じ、管下の生活衛生同業組合と連絡調整するよう依頼(7/29)。

(12) 日本政策金融公庫への協力要請

・日本政策金融公庫の融資に関して、中小企業・小規模事業者の資金繰りに重大な支障が生じないように、当面の貸付業務についての配慮を要請(7/29)。

・日本政策金融公庫の融資に関して、中小企業・小規模事業者の資金繰りに重大な支障が生じないように、返済猶予の手続き及び提出書類の簡素化等についての配慮を要請(8/5)。

(13) 火葬場の被害状況

熊本県内の2火葬場（宇城市、天草市）で受入れ停止（近隣火葬場で受入れ）していたが、うち1火葬場（宇城市）について通常稼働再開、1火葬場（熊本市）が1炉稼働停止（全15炉）していたが、復旧し、全炉稼働。（県内28火葬場のうち、その他の火葬場は通常どおり稼働可能であり、県において必要に応じて調整を行う。）（8/4）

(14) 心のケアについて

被災者及び支援者の心のケアとして、継続的な相談対応やリーフレットによる情報提供を行うよう事務連絡を发出。（8/4）

※「【事務連絡】被災された方の心のケアに関する対応について」（令和8年8月4日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室事務連絡）

5 薬局、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

各都道府県、保健所設置市、特別区に対し、薬局に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（7/28）。

熊本県薬務衛生課より **8月9日14時時点**での被害状況について報告あり。被害があった140施設中、営業不可の状態にあるのは5施設。

	被災施設数		被災状況内訳							
			建物被害		断水		停電		その他	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
熊本県（合計）	140	140	89	86	57	57	21	19	34	34
熊本市 （くまもとし）	32	32	16	16	3	3	4	2	14	14
八代市 （やつしろし）	44	44	32	32	18	18	5	5	9	9
氷川町 （ひかわちょう）	2	2	1	1	0	0	2	2	0	0
菊陽町 （きくようまち）	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0
山鹿市 （やまがし）	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1
宇土市（うとし）	8	8	4	4	8	8	0	0	2	2
宇城市（うきし）	24	24	17	17	18	18	7	7	3	3
美里町 （みさとまち）	2	2	1	1	1	1	1	1	0	0

南阿蘇村 (みなみあそむら)	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1
天草市 (あまくさし)	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
上天草市 (かみあまくさし)	8	8	2	2	7	7	0	0	0	0
人吉市 (ひとよしし)	2	2	2	1	1	1	0	0	1	1
嘉島町 (かしままち)	5	5	3	3	1	1	1	1	1	1
益城町 (ましきまち)	3	3	3	2	0	0	1	1	1	1
水俣市 (みなまたし)	3	3	2	2	0	0	0	0	1	1
芦北町 (あしきたまち)	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0

- ・薬剤師会（熊本県、福岡県）がモバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）の活動。宮崎県薬剤師会は8月9日まで本活動を実施。
- ・災害薬事コーディネーターが4名活動し、災害時の薬事ニーズに関する調整を実施（熊本県庁、八代保健所、宇城保健所、熊本県薬剤師会）
- ・引き続き情報の収集に努める。
- ・イオンモール熊本内の薬局（1件）については人的被害なし（県薬剤師会より）。

○各都道府県等に対して、被災地における医薬品等の取扱いについて周知。

※「令和8年熊本地震による災害に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて」（令和8年7月29日付け厚生労働省医薬局総務課、医療機器審査管理課、監視指導・麻薬対策 課事務連絡）を送付（7/29）。

○熊本県より、医療救護活動及びそれに関連する支援業務を行う薬剤師の派遣要請あり。(8/9)

日本薬剤師会と日本病院薬剤師会に対し、派遣依頼の事務連絡を発出。
(8/9)

(2) 輸血用血液製剤の供給

採血事業者（日本赤十字社）に対し、採血所や製造施設に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（7/28）。

現時点で被害報告なし。また、熊本県にある血しょう分画製剤メーカー（KM バイオロジクス（株））についても現時点で被害報告なし。

(3) 毒物劇物

各都道府県、保健所設置市、特別区に対し、毒劇施設に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（7/28）。

熊本県薬務衛生課より7/30時点での被害状況として、毒劇施設1件（美里町）の停電の報告があったものの、復旧済み。

(4) 麻薬

- ・各都道府県等に対して、被災県内での麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者からの医療用麻薬の譲渡の手続きについて周知。

※「令和8年熊本地震における医療用麻薬の譲渡の取扱いについて（医療機関及び薬局への周知依頼）」（令和8年7月29日付け厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課事務連絡）を送付（7/29）。

- ・各都道府県等に対して、他県の麻薬卸売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者からの被災県内への医療用麻薬の県境移動の手続きについて周知。

※「令和8年熊本地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて（卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼）」（令和8年7月30日付け厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課事務連絡）を送付（7/30）。

6 地方支分部局関係

(1) 都道府県労働局関係（管内の状況） 【8月3日 9:30時点】

地震の発生に伴い、確認された都道府県労働局の被害状況は以下の2点のみ。

○ 熊本労働局管内

- ・八代労働基準監督署に勤務する非常勤職員が、勤務を終えて自宅にいたところ、肩を負傷して病院を受診した。

○ 鹿児島労働局管内

- ・川内公共職業安定所宮之城出張所において、空調の不具合が確認されたが、保守事業者に連絡をとり、所要の操作を行って復旧させた。

また、本日8/3（月）の臨時閉庁状況は以下のとおり。

○熊本労働局

8/3（月）から、局及びすべての署所で通常通り開庁した。

なお、7/30（木）、熊本労働局に震災関係の特別労働相談窓口を設置し、震災に関する雇用・労働に係る相談への対応を開始した。

（2）地方厚生（支）局関係

- ・職員の人的被害なし。
- ・九州厚生局熊本事務所の入居庁舎（熊本第二合同庁）において一時的に断水があったが、21:40時点で復旧が確認された。その他の庁舎においては被害なし。

7 障害者支援関係

（1）被災した要援護障害者等への対応について

- 災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所で災害による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（7/28）。
- 八代市・氷川町において、県内外の相談支援専門員が障害福祉サービス等を利用してない在宅の障害児者を個別訪問して状況把握等をする取組を開始（8/5）
- ストーマ用品セーフティーネット連絡会による、被災されたストーマ保有者に対する約1ヶ月分のストーマ用品の無償提供等の支援について周知。（8/6）

（2）精神保健福祉法における入院手続について

被災地で新たに措置入院を行う際の手続や、医療保護入院者の転院を行う際に同意する家族等を見つけるのが困難な場合における手続等についてQ&Aを発出（7/28）。

（3）特別児童扶養手当等に係る提出書類の省略等について

特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の被害を受けた被災者に係る所得制限の特例措置等について都道府県等に要請（7/29）

（4）介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて

災害に係る介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求期限等について、緊急的に柔軟な対応が可能であることを周知（7/29）。

- (5) 障害福祉サービスの支給決定や利用について
- 被災により受給者証を紛失等した場合に、受給者証を提示しなくても障害福祉サービス等を受けることができる旨、被災した障害者等が他の市町村に避難した場合の支給決定の取扱い等を各都道府県等に周知（7/29）。
- (6) 被災に係る介護給付費の取扱いについて
- 障害福祉サービスの利用者や事業所が被災した場合等における障害福祉サービス等報酬の加算等について、緊急的に柔軟な対応が可能であることを各都道府県等に周知。被災地に職員を派遣した派遣元の障害福祉サービス事業所において、人員配置基準の柔軟な取扱いを可能とすることを各都道府県等に周知。（7/29）
- (7) 介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて
- 災害に係る介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求について、概算請求や利用者負担額減免等に係る請求を行う場合の取扱いを各都道府県等に周知（7/31）。
- (8) 障害福祉サービス等の利用者負担額の猶予・免除について
- 障害福祉サービス等の利用料の支払いが困難な者について、利用者負担額の猶予・免除等ができることについて各都道府県等に周知し、利用者負担額の猶予・免除等の実施について、熊本県及び県内市町村あてに意向確認を依頼。（8/4）

8 医療保険関係

- 被災に伴い被災者がマイナ保険証又は資格確認書等を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（7/28）。
- ※「令和8年熊本地震に伴う災害の被災者に係るマイナ保険証又は資格確認書等の提示等について」（令和8年7月28日付け保険局医療課事務連絡）を送付（7/28）。

- 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨を改めて周知。
※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（令和8年7月28日付け保険局保険課事務連絡）を送付（7/28）
- 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
※「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（令和8年7月28日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付（7/28）。
※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。
- 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
※「【事務連絡】令和8年熊本地震に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（令和7年7月28日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付（7/28）。
※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。
- 被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合においても、オンライン資格確認システムで薬剤情報等が提供可能となる緊急時機能のアクティブ化を実施（7/28）。関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（7/28）。
※「令和8年熊本地震に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和8年7月28日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡）を送付（7/28）。
- 今般発生した令和8年熊本地震が、「災害発生時における保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（令和8年3月31日付け保医発0331第2号保険局医療課長通知）に規定する「対象となる災害」に該当すること等について、関係者に対する周知を関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（7/29）。
※「令和8年熊本地震に係る保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて（周知）」（令和8年7月29日付け保険局医療課事務連絡）を送付（7/29）。

- 令和８年熊本地震に伴うデータ提出加算及び外来データ提出加算等に係る取扱いを定め、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（7/30）。
 - ※「令和８年熊本地震に係るデータ提出加算及び外来データ提出加算等の取扱いについて」
 - （令和８年７月30日付け保険局医療課事務連絡）を送付（7/30）。

- 被災地域以外に所在する医療機関等であっても、被災者の受け入れ等の事情により当該機能の利用を希望する施設からの申請受付を開始（7/30）。関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（7/30）。
 - ※「令和８年熊本地震に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その２）」（令和８年７月30日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡）を送付（7/30）。
- 令和８年熊本地震にかかる災害による被災に関する診療報酬等の請求の事務に係る取扱いを定め、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（7/31）。
 - ※「令和８年熊本地震にかかる災害による被災に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」
 - （令和８年７月31日付け保険局医療課事務連絡）を送付（7/31）。

- 一部負担金免除等の実施の要請・意向確認依頼について、熊本県及び後期高齢者医療広域連合に対し連絡。
 - ※「令和８年熊本地震による被災者に係る一部負担金・利用料免除等の実施について（要請・意向確認依頼）」（令和８年８月３日付け保険局国民健康保険課・高齢者医療課・老健局介護保険計画課事務連絡）を送付（8/3）。

- 被災者が医療機関・薬局等で受診等する際、対象者である旨を申告することと、窓口での支払いが猶予となる旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局等に要請（8/7）。
 - ※「令和８年熊本地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて」
 - （令和８年８月７日付け保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課事務連絡）を送付（8/7）。

- 国民健康保険及び後期高齢者医療における一部負担金等の免除額について、市町村及び後期高齢者医療広域連合に対して特別調整交付金、国民健康保険組合に対して特別調整補助金による財政支援を行う予定である旨を記載した事務連絡を発出。

※「令和８年熊本地震に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（保険者等向け）」

（令和８年８月７日付け保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）を送付（8/7）。

9 介護保険関係

(1) 被災した要介護高齢者等への対応について

- 災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（7/28熊本県）。

- 当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡（7/28）。

- また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出（7/28）。

- 八代市・氷川町において、県内外の介護支援専門員（ケアマネジャー）等が在宅の高齢者等を個別訪問して状況把握等をする取組を開始（8/5）。

(2) 被災に係る介護報酬等の取扱いについて

- 要介護高齢者等や介護サービス事業所が被災した場合における介護報酬等の取扱いについて、緊急的に柔軟な対応が可能であることを周知（7/28）。

- 請求明細書の提出期限等について柔軟な対応が可能であることや被災事業所がサービス提供記録等を滅失又は棄損等した場合に令和８年７月サービス提供分について概算による請求を行うことを可能とすることを周知（7/29）。

- サービス提供記録等を滅失又は棄損等した被災事業所が令和８年７月サービス提供分について概算による請求を行う際の取扱いやその他の通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて周知（7/30）。

- 熱中症予防の取組を含めた要援護高齢者等の状況確認と適切な支援の実施、ケアマネジメントに係る基準及び介護報酬等に係る柔軟な取扱いが可能であること等について、事務連絡を発出。

※「令和８年熊本地震に伴う要援護高齢者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて」を送付（7/30）

（３）被災者に係る利用者負担の免除等の実施について

○保険者等（熊本県及び市町村）に対し、利用者負担の免除等の実施を要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう求める事務連絡を発出（8/3）。

※「令和８年熊本地震による被災者に係る一部負担金・利用料免除等の実施について」を送付（8/3）。

○介護保険における利用者負担の猶予・免除等に関する取扱いを示すとともに、免除額については特別調整交付金による財政支援を行う旨を記載した事務連絡を発出（8/7）。

※「令和８年熊本地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて」及び「令和８年熊本地震で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて」を送付（8/7）。

（４）避難先市町村の地域密着型（介護予防）サービス等を利用する場合の手続きについて

○避難を要する市町村の要介護者又は要支援者が、やむを得ず別の市町村に避難し、当該市町村の地域密着型（介護予防）サービスや介護予防・日常生活支援総合事業による旧介護予防訪問介護等に相当するサービスを利用する場合、関係市町村間での手続については事後的に行う等柔軟な取扱いを可能とすることを周知（8/4）。

（５）避難所への福祉用具のプッシュ型支援について

○熊本県より八代市・宇城市の避難所における据置型手すり及び杖の設置に関し支援要請を受け、内閣府防災の支援物資チームを通じたプッシュ型支援の枠組みにより、日本福祉用具・生活支援用具協会の協力のもと、八代市保健所へ手すり150台・杖20本、宇城市保健所へ手すり100台・杖20本を配送中（8/5～）。配送後は JRAT（日本災害リハビリテーション支援協会）が各避難所へ運搬し、設置する予定。また、熊本県を通じ、県及び宇城市、八代市より車椅子16台の支援要請があり、日本福祉用具・生活支援用具協会において手配し、グランメッセ熊本（益城町）へ配送中（8/6・7）。

10 労働関係

(1) 労働基準関係

○労働基準関係の業務運営について

- ・各都道府県労働局に事務連絡を発出し、被災地域における労働基準関係の業務運営について指示（7/28）。

※「自然災害時における労働基準関係行政の運営について（令和8年熊本地震）」（令和8年7月28日付け事務連絡）

- ①労災保険給付の請求について、事業主等の証明が受けられなくても請求書を受理する等の手続きの簡略化
- ②労働保険料等の納付について、事業主等からの申請に基づく猶予措置等の実施
- ③企業が倒産等し賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する未払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化

○地震に伴う休業・解雇・災害時の時間外労働に関する取扱いについて

- ・地震の影響に伴う休業・解雇等・災害時の時間外労働等に関する一般的な考え方を取りまとめQ&Aを公表（8/4）。
- ・上記Q&Aに賃金・年次有給休暇・労働時間・労災補償・安全衛生等の項目を追加し公表（8/7）

○特定非常災害への指定を踏まえた措置

- ・令和8年熊本地震による災害が特定非常災害に指定されたことを踏まえ、
- ①労働者災害補償保険法に基づく労災保険給付の請求期限
- ②賃金の支払の確保等に関する法律に基づく未払賃金の立替払の請求期限
- ③労働安全衛生法に基づく特定機械等の検査証や登録の期限等について延長等の措置を講じた。（8/7）

○労働基準局所管施設（障害者関係施設）の被害状況について

	被災 施設数		被災状況内訳							
			建物被害		停電		断水		ガス停止	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
熊本県（合計）	1	1	1	1	0	0	1	1	1	0
宇土市 （うとし）	1	1	1	1	0	0	1	1	1	0

○労災補償給付について

- ・「預金通帳・届出印等を紛失した場合の金融機関等における払戻しの取扱い」及び「労災年金証書を紛失した場合の労働基準監督署における再発行の取扱い」をホームページに掲載（7/31～）
- ・郵便局窓口での現金払いで労災給付を受領している方で、送金通知書が届かなかった場合、または、受け取りに必要な送金通知書や年金証書を紛失した場合の取扱いをホームページへ掲載。（8/10）
- ・労災保険の特例請求に係る事務の取扱いを定め、都道府県労働局に指示するとともに、関係団体に対して周知を要請（8/3）
※「令和8年熊本地震にかかる災害による被災に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」（令和8年8月3日付け労働基準局補償課長通達）
- ・定期報告書の提出期限が令和8年6月末日となっている労災年金等受給者の方で、まだ提出できていない方への対応について都道府県労働局に指示するとともに、同旨についてホームページへ掲載。（8/7）
※「令和8年熊本地震の被災者における定期報告の取扱いについて」（令和8年8月7日付け労働基準局労災保険業務課長通達）

○労働安全衛生関係

- ・労働災害発生状況
死亡者17名、負傷者13名
※8月10日12時00分時点で確認済みの情報
- ・災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について、業界団体及び関係行政機関に要請（7/31）
- ・がれき処理や建築物の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底等について、環境省と連名で業界団体及び関係行政機関に要請（7/31）
するとともに、作業に当たる方の安全衛生確保のため、呼吸用保護具（防塵マスク）を熊本労働局・労働基準監督署に配布（8/4、2,500枚発送済。安全パトロールにおいて必要な方への配布や助言を行う）
- ・復旧工事における石綿ばく露防止対策のため、アスベストアナライザー（建材等に含有される石綿を赤外線で検知できる携帯型検出器）を熊本労働局に追加配備（1台→3台）（8/5）
- ・（独）労働者健康安全機構において専用のダイヤルを設け、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルス・健康相談に対応（7/29～）
- ・働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に、被災者に対するこころのケアの参考になる情報を掲載（7/29～）

○労災病院・産業医科大学病院関係

- ・ 労災病院（長崎、中国等）、産業医科大学病院から DMAT を派遣
 - ・ 熊本労災病院において災害対策本部設置済。DMAT 活動拠点本部設置済、DMAT 受入済み
 - ・ 産業医科大学災害産業保健センターから熊本県庁に産業医等の専門家を派遣し、自治体職員や JMAT 等の対応者への健康支援を実施（8/3～）

(2) 職業安定関係

○雇用保険関係

- ・ 各都道府県労働局宛に事務連絡を周知し次の事項を指示（7/29）。（事務連絡「災害救助法適用時における求職者給付の支給に関する特例措置に関する留意事項等について」）
 - ① 災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の対象になること等
 - ② 被災地域の受給資格者に対する配慮（失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等）を行うこと

(3) 人材開発関係

○能力開発施設等

- ・ 熊本県立高等技術専門校については、外壁にひび割れ等の被害報告あり。現在夏季休暇中。熊本県立技術短期大学校については、天井の崩落、外壁の表面剥離、ガラスの破損など多数の建物被害が発生。水道はトイレの使用が可能な程度まで復旧。7/28は休校とし、7/29から夏季休暇を前倒し。
- ・ 鹿児島県内の障害者職業能力開発校については、実習棟の壁の一部に亀裂が発生。
- ・ 介護労働安定センター熊本支部については、ひび割れ程度の被害はあるが通常使用は可能。介護労働講習は29日・30日を休講。
- ・ 熊本県内の地域若者サポートステーション（やつしろサポステ）については、電気、水道等の被害により臨時閉所となっていたが、7月31日から通常運営再開。
- ・ 熊本県職業能力開発協会における技能検定の実技試験については、県内で被災した会場で実施予定の試験を技能振興センターで実施するよう日程再調整中。一部の職種において前期試験実施期間の延期が必要な可能性あり。鹿児島県職業能力開発協会における8月4日（火）実施予定の随時検定（基礎級：パン製造）は、全受検者（10名）が熊本県内在住者のため、検定日を延期し日程等調整中。
- ・ 認定職業訓練施設のうち、職業訓練法人上益城建設職業訓練運営会については、材料小屋の瓦の落下、小屋に保管していた資材が扉を突

き破る等の被害があったが全て修繕等は完了。職業訓練法人熊本市職業訓練センターについては、被災対応等で複数の受講困難者がいるため状況を確認しながら完全再開予定。その他の施設は被害なし。

- ・ 熊本県内の離職者委託訓練実施機関及び求職者支援訓練実施機関の一部について、施設の被害や入居する建物の臨時休館があるため一時休校としている。また、通所困難な受講生に対しオンライン訓練の対応を実施。

○その他の人材開発関連施設

- ・ 外国人技能実習機構（熊本支所、福岡事務所、高松事務所）については建物被害なく、職員についても全員無事を確認。7月29日朝から、被災状況及び技能実習生の安否確認等対応中。現時点でベトナム国籍の技能実習生1名の死亡を確認（工場内でクレーンが落下し、下敷きになったもの）。
- ・ 安否が確認できた**3,809名**のうち、死亡1名、負傷4名、被害なし**3,804名**。
- ・ 実習実施者の事業所が被災した技能実習生について、当該事業所における瓦礫等の片付け作業等、技能実習を行うに当たっての環境を復旧する作業を行う場合、当面の間、資格外活動許可を受けることなく、当該作業に従事することができる旨の通知（「令和8年熊本地震で被災した技能実習事業所での復旧作業について」（7/29）を発出。
- ・ 外国人技能実習機構において、特別相談窓口の設置及び実習継続困難時の届出や実習先変更についての支援を行うことなどについて、通知（「令和8年熊本地震による災害に伴う技能実習への対応について（依頼）」（7/30））を発出。
- ・ **監理団体の許可の有効期間の延長について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条に基づき告示を制定（8/7）。**

(4) (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構関係

- ・ 熊本県内の3施設（熊本職業能力開発促進センター・熊本職業能力開発促進センター荒尾訓練センター及び熊本障害者職業センター）に建物被害等はなく、職員についても全員無事を確認。

(5) 勤労者生活関係

○勤労者退職金共済機構

- ・ 被災した共済契約者（事業場）の掛金についての納付期限の延長、支払手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を機構ホームページにて周知（7/29）
- ・ 被災した財形持家転貸融資返済中の方に対する返済猶予等の措置及び住

宅等に被害を受け新たに財形持家転貸融資を受ける方に対する貸付金利引下げ措置を機構ホームページにて周知（7/29）

○労働金庫（ろうきん）

- ・通帳等のない場合の預金引き出し等及び特別融資の実施等について、労働金庫のホームページにて周知（九州労働金庫（7/29））

11 年金関係

- 日本年金機構に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう指示するとともに、対象市町村に対しても周知（7/29）
- 日本年金機構に対し、災害により被害を受けた適用事業所に対する厚生年金保険料等の納付の猶予制度等に係る周知について通知を発出するとともに、地方厚生局にも併せて通知を発出（7/29）

12 災害ボランティア関係

- 社会福祉協議会において災害ボランティアセンターが開設されている自治体は、1県11市町であり、詳細は下表のとおり。

県名	市町村名	開設日	閉鎖日
熊本県	—	7月29日	—
熊本県	熊本市	8月3日	—
熊本県	八代市	7月29日	—
熊本県	宇土市	8月1日	—
熊本県	宇城市	8月1日	—
熊本県	御船町	7月31日	—
熊本県	嘉島町	7月31日	—
熊本県	益城町	8月1日	—
熊本県	甲佐町	7月29日	—
熊本県	美里町	7月29日	—
熊本県	氷川町	8月1日	—
熊本県	芦北町	8月4日	—

※ニーズ調査中のためボランティアの募集を開始していない場合等がある。

※募集範囲を当該市町村内や同一県内在住者等に限っている場合がある。

13 消費生活協同組合関係

- 国が所管する共済事業を行う消費生活協同組合及び同連合会に対し、災害救助法が適用された自治体において、①共済証書等を焼失又は流出した共済契約者に、簡易な確認方法をもって共済金の支払いの利便を図ること。②被災した共済契約者への共済金の支払いをできる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込猶予期間の延長等を行うこと。③共済契約の更新手続きにおいて猶予期間を設けることなどの取扱いが可能である旨通知を発出（7/29）。
- 日本生活協同組合連合会は、生協くまもと、コープ九州事業連合、中四国エリアの生協と連携し、熊本県等からの要請に基づき、水・食料・ブルーシート等の物資を提供。（8/6）
- 生協くまもと「コープ春日店」において、駐車場や給水用の水道の開放、マンホールトイレの設置などを実施。（8/6）

14 生活福祉資金貸付関係

- 各都道府県に対して、当座の生活費を貸し付ける「緊急小口資金」について、被災世帯への対象拡大など貸付要件の緩和等を周知。（8/7）

以上